

共通仕様書・業務費積算基準の 一部改正について

- ・ 用地補償総合技術業務
 - ・ 用地調査等業務(補償説明・費用負担説明)
-

国土交通省 近畿地方整備局
用地部 用地企画課

令和5年11月

(令和6年4月1日以降に契約を締結する業務より適用)

用地補償総合技術業務共通仕様書（主な改正点）

○補償説明業務との業務内容の整理

従来より、「用地補償総合技術業務」は難易度の高い公共用地交渉を行う業務とし、「用地調査等業務（補償説明）」は比較的軽微な対応を行う取扱いとしてきたところであるが、その線引きをより明確化し、「公共用地交渉」は全て「用地補償総合技術業務」において行うこととした。

○弁護士法第72条（非弁行為）遵守規定の明記及び補償契約書類へ署名・押印を得る行為の追記

公共用地交渉方針の策定、公共用地交渉用資料の作成、公共用地交渉等に係る法律事務の処理に当たっては、調査職員（発注者）の指示により行うものとする旨を明記した。

これにより、従来、弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条（非弁護士の法律事務の取り扱い等の禁止）に抵触する可能性があるとして禁止していた、受注者における契約相手方（土地所有者等）からの補償契約書類への署名・押印を得る行為を可能とした。

用地補償総合技術業務費積算基準（主な改正点）

- 歩掛（人工）の改定
所要作業時間等調査票等の結果を基に改定した。
- 難易度補正の改定
表2に補正率が「0.3」となる区分を追加した。
- 現地踏査の単位の変更
従前の「業務」単位から「回」単位へ変更した。
- 補償金明細表作成の歩掛新設
従前より作成を求めていた補償金明細表について、その作成にかかる直接人件費を計上できるよう歩掛を新設した。
- 公共用地交渉の段階を改定
従前は3段階であった公共用地交渉を4段階へ改定した。
- 権利者以外の関係者との軽微な対応を新設

用地調査等業務共通仕様書（主な改正点）

○第12章 補償説明

用地補償総合技術業務との業務内容の整理を行うための改正。

公共用地交渉は全て用地補償総合技術業務で行うことになり、補償説明では公共用地交渉の前捌きの対応のみを業務内容とする。

○第14章 地盤変動影響調査等 第3節 費用負担の説明

第152条に「費用負担の有無」の説明を追加。

用地調査等業務費積算基準（主な改正点）

○第13 補償説明の業務内容の改定

用地補償総合技術業務との業務範囲を明確化した結果、公共用地交渉を補償説明の業務内容から除いた。

○第15 地盤変動影響調査等（費用負担説明）の業務内容の改定

第152条 費用負担の説明に「費用負担の有無」を追加。

○第13 補償説明、第15 地盤変動影響調査等（費用負担の説明）の歩掛を改定